

### 第3章 民間機関による自主規制への取組

各国での民間機関（関連業界）による自主規制への取組内容を以下に示す。

#### 1. アメリカ

##### (1) 出版に関する規制

雑誌等にはレイティング・アイコン及びコンテンツ・ディスクリプターを掲載する。雑誌等による宣伝や小売店において、消費者教育（消費者に対する情報提供）をより一層推進するように対応している。

##### (2) 映画に関する規制

全米映画協会のレイティングは、全年齢向けの G から、PG（子どもに見せる場合は保護者の検討が必要）、PG-13（13 歳未満の子どもの鑑賞は保護者の注意が必要）、R（17 歳以下の鑑賞は保護者の同伴が必要）、NC-17（17 歳以下の鑑賞は禁止）と、5 段階に分かれている。2013 年 5 月には、レイティング表示のデザインを改善し、その根拠がわかりやすく記されるような新たな啓もう活動が開始されている。同じ PG-13 指定の作品でも、「激しい SF アクション」や「粗野なジョークとセクシーな描写」といった違いが明白になり、映画を選ぶ際にレイティングだけでなく、その根拠まで注目できるようになった。

##### (3) 広告に関する規制

食品広告と青少年の糖尿病は密接な関係があるとされており、世界保健機関（WHO: World Health Organization）はアメリカを含む数カ国に白書を提出しており、この問題の大きさを唱えている。WHO は喫煙問題と広告の関係でも積極的に問題提起を行い、多大な変化をもたらせたことから、糖尿病と食品広告の問題でも重要な役割を担うとされている。これに伴い、2004 年 6 月には全米広告評価委員会（NARC: The National Advertising Review Council）により「食品広告に関する自主規制ガイドンス」白書が発表され、企業への自主規制を求めている。

##### (4) ゲームに関する規制

ゲーム業界は、次のとおり、業界の規約等に従って、自主規制の取組を行っている。

- ・ 視聴者の 35 パーセント以上が 17 歳未満の子どもであるテレビ番組においては、「M」（17 歳以上推奨）に格付けされたゲームの宣伝をしない。
- ・ 利用者の 45 パーセント以上が 17 歳未満の子どもである雑誌やウェブサイトにおいては、「M」に格付けされたゲームの宣伝をしない。
- ・ テレビでの宣伝では、ゲームのレイティングについて、音声及び映像の両方で情報提

供する。

- ゲーム制作会社のウェブサイトにおいて、レイティングに関する情報提供を行う。

以下に、テレビゲームに関する自主規制を行っている団体を示す。

- MAVIA

MAVIA (Mothers Against Violence in America) は 1994 年 1 月に創設された団体で、子どもによる暴力及び子どもに対する暴力の予防を行うため、教育プログラムの提供等を実施している。「M」(17 歳以上推奨)に格付けされたテレビゲームの内容を紹介しその危険性に警鐘を鳴らすビデオを制作し、配付している。さらに、このようなゲームが子どもの手に渡ることを保護者や PTA が中心となって止めさせるための活動は、米国 20 州で行われており、150 の支部が存在する。なお、連邦・州レベルの立法支援や、エンターテインメントソフトウェア協会 (ESA) と協力して保護者の教育キャンペーンも実施している。

以下に、オンラインゲームに関する自主規制を行っている団体を示す。

- ESRB

業界団体である Entertainment Software Association (ESA) によって、Entertainment Software Rating Board (ESRB) が設立され、ゲームのレイティングによる自主規制が行われている。ESRB のレイティングは強制的なものではないが、多くの販売店がこのレイティングを受けていない商品を販売しないという立場をとっていることから、事実上必須となっている。このレイティングは、パッケージゲームだけでなく、アプリやオンラインゲームも対象にしているが、Apple や Google といったアプリマーケットは参加していない。なお、パッケージゲームの場合には最低 3 人の専門家によって審査されるが、オンラインゲームやアプリの場合には事業者の自己申告制 (ESRB が用意した質問用紙に回答する形) となっている。また、レイティングに違反したコンテンツ (ゲーム) を提供した場合には、ペナルティが課せられる。

#### (5) インターネットに関する規制

現時点におけるインターネットの安全使用のための情報の分類方法としては、コンテンツをレイティングし、有害であるとレイティングされたコンテンツについては、消費者側がフィルタリングソフトを使って排除する、という方法が最も普及している。インターネットコンテンツのレイティング基準には、ゲームソフト、テレビ、映画などの伝統的なメディアコンテンツの世界ですでに普及浸透している MPAA、TV Networks、ESRB らのレイティングシステムを導入している。しかし、映画やテレビ番組などのメディアコンテンツ以外で、インターネット上で公開されているウェブサイト、動画、ブログ等の一般ユーザ

作成コンテンツの場合には、その量の膨大さゆえ、すべてのコンテンツについてレイティングを行うことは難しい。そのため、ユーザ同士でお互いのコンテンツをモニターし合い、それらの安全性・有害性を表示するタグや旗等を付与するラベリングという情報分類方法の使用が、多くのウェブサイトで奨励されている。

フィルタリング提供事業者、ウェブサイト運営者、及びコンテンツ掲載者間における民間紛争の解決活動についての例は見つからなかった。

表 3-1 に、子どもの安全なオンライン使用を訴える市民団体をまとめる。

表 3-1 子どもに安全なインターネット環境改善運動を行う主な民間団体

| 民間団体名                                 | 活動概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Family Online Safety Institute (FOSI) | <p>・インターネットの安全な利用を促すため、2007 年に発足した国際的な非営利団体。現在 3 つのキャンペーンを実施している。</p> <p>1: ブロードバンド責任認識キャンペーン (Broadband Responsibility Awareness Campaign、以下 BRAC) FOSI は、子どもにとって安全なインターネット環境を実現するには、以下の 6 方面からの自主的な努力及び協力が必要であると主張している。① 政府の責任：適度な監視及び監督、サポート体制、リサーチ資金の提供、国民に対する啓蒙活動、適度な法律の立案。② 法執行機関の責任：洗練された高度な技術を使った犯罪に対処できる人材の育成、環境整備の拡充。③ インターネット業界の責任：より高度なプライバシーコントロール、ペアレンツコントロール等のソフトウェアの開発及び消費者への啓発活動。④ 教師の責任：子どもにオンラインの利用方法を学ばせるだけでなく、急速に進化する IT 技術を効率的に授業に取り入れることのできる IT 分野に精通した教師の必要性。⑤ 保護者の責任：子どものオンライン行動を熟知し、さまざまなオンライン携帯（ソーシャルメディア、テキストメッセージ、ビデオゲーム、携帯電話等）を利用したやり取りに関する基本的知識を身につけ、理解を図る。⑥ 子どもの責任：オンラインを利用するにあたって、賢明な選択と正しい判断が出来るよう心がける。</p> <p>2: オンラインの安全に関する大統領夫人のイニシアティブ (The First Ladies Initiative for Online Safety)</p> <p>世界各国の大統領夫人が、子どもや家族のためにインターネット環境を改善させることを目的に結束し、各自国民の教育、啓蒙活動を推進しようとするもの。大統領夫人による宣誓写真や宣伝の掲載のほか、</p> |

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                            | <p>各国間による情報のやり取り等を通して、インターネット環境改善の重要性に関する認識を国内及びグローバルに向上させ、国際的な協力体制を構築することが狙いである。メキシコ、ドミニカ共和国の大統領夫人が参加している。</p> <p>3:「運転中の携帯メールはあとで(Texting While Driving…It Can Wait)」キャンペーン</p> <p>AT&amp;T などによる運転中に携帯メールを操作するドライバーの習慣をなくそうとする運動、「運転中の携帯メールはあとで(Texting While Driving…It Can Wait)」に協力している。</p> |
| CP80 Foundation                                            | <p>・現状のポルノサイト任意規制では不十分だとして、より強力な法的フィルタリング規制を求め、2006年にユタ州で設立された非営利団体。主な活動は C80 インターネットゾーニングイニシアティブの推進。内容は①ゾーニング技術適用の推奨、②インターネットコミュニティポート法(The Internet Community Ports Act(ICPA))の作成、推奨、宣伝、③規則の作成及び違反行為の取締りなどのインターネットガバナンスの推進。</p>                                                                  |
| Internet Education Foundation (IEF)                        | <p>・市民及び立法関係者に対するインターネット促進を目的に設立されたインターネット業界団体によって運営される非営利団体。理事会メンバーは、グーグル、コムキャスト、マイクロソフト、大学関係者等が占めている。児童の安全なオンライン利用を支援する GetNetWise というウェブサイトを経営し、プライバシー保護、スパムメールへの対応、有害コンテンツのフィルタリングなどに関する啓蒙活動を行っている。</p>                                                                                        |
| Morality in Media (MIM)                                    | <p>・メディアにおけるわいせつや下品なコンテンツに抗議することを目的に 1968 年に設立された非営利団体。そのモットーは「法を通して品位のある社会を推進する」することである。MIM は、わいせつなメディアコンテンツに関する法の情報センターである、全国わいせつ法センターを管理運営主体でもある。現在は、「違法ポルノとの戦争 (War on illegal pornography)」運動を推進中であり、オバマ大統領への嘆願を実現させるため、専用サイトではユーザにオンラインでの参加を呼びかけている。この他にも、市民への教育プログラムも提供している。</p>            |
| National Center for Missing and Exploited Children (NCMEC) | <p>・子ども誘拐及び性的搾取の防止を目的にする非営利団体。NCMEC の NetSmartz Workshop サイトは、児童、保護者、教育者等にインターネットの安全な利用についてアドバイスしている。</p>                                                                                                                                                                                          |
| The Tech Parenting Group                                   | <p>・1999年にカリフォルニア州サンノゼ市で設立された非営利団体。保護者へのインターネットに関する教育、啓蒙を目的としたオンラインニュース、The Net Family News の配信から始まった。姉妹サイトであ</p>                                                                                                                                                                                  |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | る、ConnectSafely.com は保護者、教育者だけでなく未成年がアクセスしやすい構成となっており、現在の多種多様なオンライン形態によるウェブ 2.0 の安全に活用するための情報を掲載している。その他姉妹サイトとして、SafeKids.com <sup>90</sup> 、Safeteens.com があり、子ども向け、10 代の未成年者向けのリテラシー向上のための情報が掲載されている。                                                                                                                                                                                 |
| Net Literacy                        | ・2003 年に中学生によって設立された非営利団体であり、理事会メンバーの 50% は現在も学生である。地域の福祉プログラムなどを通して未成年者の慈善活動や地域活動を促進している他、公立学校へのコンピュータやインターネットの利用方法の普及やインターネットの安全利用に関する指導を行っている。                                                                                                                                                                                                                                       |
| The Internet Safety Technical Force | ・IT 業界、技術開発企業、団体、ハーバード大学を中心とする学会によって結成された非営利研究調査団体。全米 50 州の司法長官によって組織されている「SNS に関するワーキンググループ」(the Attorneys General Multi-State Working Group on Social Networking and MySpace) の要請に基づき、未成年者のための安全なインターネット利用について研究することを目的に、2008 年に設立された。2009 年の研究報告書では、IT 業界、法執行機関等が提携して統一した政策を打ち出す必要があると主張している。                                                                                        |
| Mobile Marketing Association        | ・Mobile Marketing Association (MMA) は、世界 40 カ国以上 750 社のメンバー会員を持つ携帯電話サービスの非営利団体で、携帯電話市場とその関連技術の成長を推進する目的で設立された。MMA でも、消費者へのガイドラインを作成しており、未成年者をターゲットとしたマーケティングに関して幅広いガイドラインを定めている。特に 13 歳未満の未成年者に対してのショート・メッセージ・サービスや、マルチメディア・メッセージ・サービスなどを含むコンテンツに関しては、業界が責任を持たないといけないとガイドラインを制定している。さらに、合衆国法典、州法などに関するキャリアの義務や消費者のプライバシーの保護の他に、業者が発信する ShortCode、MMA Global Code を正しく使用すること、などが定められている。 |

出典：インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成 25 年 3 月、内閣府

#### (6) 主要民間企業の取組

以下に主要民間企業の取組を示す。

- ・ Financial Coalition Against Child Pornography (児童ポルノ関連決済拒否)  
2006 年に開始された取り組みで、大手クレジットカード会社、金融機関、通信会社によ

る、児童ポルノ関連の決済を拒否するという仕組みである。これに加盟している金融機関は、NCMEC や IWF 等から提供される情報を元に、児童ポルノの取引に利用されていると考えられる口座の決済を停止する。それによって、児童ポルノ製造者への資金源を絶つという仕組みである。決済代行事業者などを利用した複雑な取引にまでは対応し切れていない面もあるものの、一般的な取引については、9 割以上をブロックしているとされる<sup>99</sup>。

- グーグル

グーグルは、イギリスのキャメロン首相が 2013 年 7 月に大手検索エンジン企業に対し、さらなる児童ポルノ対策強化を求めたことを受け、新技術によって児童ポルノの画像や映像をネットから取り除く措置を取った。問題のある内容を特定して一斉に削除するために、マイクロソフトの画像検出技術が使われている。専門家と協力して児童ポルノ関係者が使う最新の用語を調べ、アクセスを阻止する措置も取っている。

- Facebook

Facebook では、6 人の民間非営利組織の代表者で構成されている安全諮問委員会の助けを受け、安全センターを設立している。Facebook のサイトの各ページの下部にプライバシー・リンクを貼っている。また、Facebook は、同委員会が実施する消費者向け教育プログラムの支援のために基金も提供している。2009 年に Facebook は新たなプライバシー規定を発表し、メンバー全員にプライバシー設定をするよう義務付けている。インターネットの安全な利用についての教育を促すページに加えて、同社はサイトに Contextual messaging を設置している。その他、ユーザ登録が 18 歳未満の未成年者である場合には各種機能が制限される設定を用意している。他方、Facebook は情報プライバシーの普及活動をしている Data Privacy Day と共同で、2010 年 1 月、プライバシーに関するガイドラインを発表している。

- MySpace および Yahoo!

インターネットの安全な利用を目指し、MySpace と複数の SNS サイトが 2008 年に結成した「Internet Safety Technical Task Force」による、「子どもの安全とオンライン・テクノロジーの強化」の最終報告によると、例えば、MySpace では不適切な領域へのアクセスに関しては、18 歳未満のユーザに対して閲覧の制限や拒否をしている。また、アルコール、喫煙、飲酒に関連する広告へのアクセスもブロックしている。同サイトでは、安全な利用への助言のページで、サイトの安全な設定の方法についてのガイドラインを設けている。

また、Yahoo!は未成年者に対する成人向けコンテンツの表示を防止する検索機能を設置している。さらに、サイト画面の下部には安全利用についてのリンクを貼っており、イン

---

<sup>99</sup> G8 諸国における児童ポルノ対策に関する調査、平成 25 年 3 月、日工組社会安全財団

ターネットの安全な利用についてのガイドラインを設定している<sup>100</sup>。

- ベライゾンなどの通信会社

インターネット及びモバイル通信のプロバイダーである Verizon 社では、未成年者にとってふさわしくない情報については、ゲームや着信音の変化、チャット・プログラムの全てにおいて、レイティングの表示がされる Short Code という設定があり、また、フィルタリング機能（無料）を設定できるサービスを提供している。これら Short Code プログラムには、C7+（7 歳以上）、T13+（13 歳以上）、YA17+（17 歳以上）や、M18+（18 歳以上）等のレイティングを設定している。但し、その分類基準の詳細等は示されていない。各レイティングは、年齢にふさわしいコンテンツを表示することで、保護者によるペアレンタルコントロールを促している。

その他の通信会社においては、AT&T では、18 歳以上向けのコンテンツを自社内のプロセスによって選別している。T-Mobile では 18 歳以上向けのコンテンツのフィルタリングを可能とするウェブガードシステムにおいて、ブラックリストの管理を第 3 者機関に委託している<sup>101</sup>。

#### (7) 民間企業の自主規制への政府の関与

アメリカでは歴史的に、政府が非営利団体の活動を積極的に活用することで、民間団体が政府事業の代行的な役割を担い、社会サービスを提供するという形態が定着している。未成年者のインターネット上での有害情報アクセスや犯罪被害等の防止に関しても、同様に政府と民間団体とが協力している。

以下に主な活動事例を示す。

- FBI-SOS (Safety On line Surfing)

子ども達に安全なオンライン利用を教育、啓蒙するため FBI が 2012 年 10 月より始めた新しいオンラインプログラムである。3 年生から 8 年生を対象に、各学年に応じたゲーム、ビデオ、その他メディアで、子ども達が楽しみながら携帯電話、ソーシャルメディア、チャットルーム等に関連したオンラインの安全性を学べる。児童がコースを修了すると終了テストを受け FBI によって採点される。各教室や学校で登録した場合、参加生徒数に応じて、ランク付けされ、上位の学校は、表彰及び地方の FBI エージェントの訪問を受ける。また生徒をサイバー安全性コースに登録した教員または学校は授業ガイド等へのアクセスができる<sup>102</sup>。

<sup>100</sup> 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

<sup>101</sup> 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

<sup>102</sup> 連邦捜査局「安全なネットサーフィン (Safe Online Surfing: SOS)」、2013 年 3 月

- The National Cyber Security Alliance (NCSA)

国土安全保障省(The Department of Homeland Security)とマイクロソフト、CISCOなどの民間企業とが提携し、家庭、中小企業、小学、中学、高校を対象に、オンラインの安全利用を推進する官民による非営利団体。主な活動に、サイバーの安全意識月間(National Cyber Security Awareness Month)の主催や「ストップ、シンク、コネクト (Stop. Think. Connect)」キャンペーン等がある。その他、オンラインでは、学年別に、授業でオンラインの安全な使用等を取り上げる際のアドバイス、教材を提供する。

- EIE (Enough is Enough)

“Making the Internet Safer for Children and Families”(子どもと家族に安全なインターネット環境を!)をモットーに、1994年に児童をオンライン上のポルノサイト等の有害コンテンツ、性的搾取などから守るために設立された非営利団体である。主な活動は以下の通り。

- 児童、保護者、教育者等への啓発
- 関連業界への働きかけ
- 児童に有害なサイト防止に関する法案の支持

2005年より、司法省少年司法及び非行防止事務局(the Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention)から助成金を受け、児童、保護者のためのインターネット安全利用に関しての啓発プログラムを実施している。同プログラムには、AT&T、グーグル、公共教育テレビ局であるPBSなど大企業がスポンサーについており、2013年は、計3回のインターネットの安全な利用や危険性などについてEIEが司法省と共同で作成した1時間番組を計3回放映したほか、カリフォルニア州、メリーランド州、バージニア州、サウスカロライナ州、ワシントンDCの主要都市において、30分の「インターネットの安全101(Internet Safety 101®)」と題したラジオプログラムの放送や同プログラムのセミナーを開催している<sup>103</sup>。

- SHIELD

州、地方の法執行機関に携わる人々が、それぞれの州または地域コミュニティにおいて、児童に対し、インターネットの危険や安全な利用法について啓発するための草の根運動である。司法長官からFBIなどの連邦法執行機関、州、地方、各コミュニティの警察官まで、法執行機関に携わる者なら誰でも参加できる。参加者は、オンラインでi-SHIELDトレーニングを受けることになる。

---

<sup>103</sup> インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成25年3月、内閣府



- SAFE

i-SAFE America, Inc. は、市民によるインターネットの安全使用のための活動を目的に、1998 年に設立された非営利団体である。インターネットが急速に一般大衆へ普及し始めた 2002 年、国民へのインターネット教育の必要性を感じたアメリカ議会は、同団体が行っていた学校におけるインターネット教育イニシアティブや地域住民への啓蒙活動を評価し、アメリカのインターネット教育啓発活動の指導的存在として位置づけ、その活動を支援することを決定。以来、i-SAFE は全米 50 州のほか国防省教育課、司法省少年非行防止事務局などと提携、財政面等で援助を受けながら同省管轄下の海外におけるアメリカの全学校にも普及している。全米各地域の小学校から高校までインタラクティブな授業の指導、地域の警察等と提携した生徒への指導、及び家庭、地域への啓発活動を推進している。

- パートナーシェアプログラム (Partner Share Program)

i-SAFE カリキュラムパッケージを購入している学校や学校区の教育者や法執行機関の担当者は、i-SAFE カリキュラムを無料で利用することができる。同パッケージには 3 種類（ゴールド、シルバー、E 料金）あり、支払う金額によって特典が異なる。学校はこのパッケージを購入するために政府から補助金を受けることができる。2008 年児童保護法によって、政府は 5 年間、3 億ドルの助成金を提供する<sup>104</sup>。

また、各学校または学校区は、この i-SAFE パッケージを購入するにあたり、政府の助成金を利用することができる。2008 年児童保護法 (The Protect Our Children of 2008) (別名「2008 年サイバー脅威に対抗するための予算、警察官、技術の提供法 (The Providing Resources, Officers, and Technology To Eradicate Cyber Threats Act of 2008) ) による連邦政府助成金 (2009 年より 5 年間、年間 6 千万ドル (計 3 億ドル)) は、司法省に対し、児童が標的となるオンライン犯罪防止のための各種プログラムの作成、実践を義務付けており、i-SAFE の教育は同助成金の対象となるからである。

- CTIA

2005 年、通信産業の業界団体 CTIA (Cable Telecommunications & Internet Association) は、FCC からの要請を受け、加盟する携帯電話事業者の取り扱うモバイルコンテンツに関する自主規制の指針を定めたワイヤレスコンテンツガイドラインを策定している。同ガイドラインでは、各事業者に以下のことを求める。

- 18 歳未満にふさわしくない性的虐待などの暴力を表現しているインターネットの情報に関して、アクセスをコントロールする。関連分野の分類基準を参考に、自主的にコンテンツを最低限全年齢向けと 18 歳以上向けの 2 種類に選別すること、

---

<sup>104</sup> i-SAFE Inc. 「警察 (Law Enforcement)」, 2013 年 3 月

- 未成年者保護の目的で、有害情報とされる情報への対策については、それに対応する合衆国法典、州法等に準ずること。
- CTIA と参加している携帯電話会社は、コンテンツの管理をするために、消費者への教育を進め、フィルタリング技術等の開発を促進し、活用可能となるまでは「18 歳以上向け」コンテンツを配布しないこと。
- 各携帯電話会社は独立の第三者機関によるコンテンツのレイティング規準を設定する必要がある。ただし、分類の対象はキャリア・コンテンツ（携帯電話事業者による管理が及ぶコンテンツ）に限定されており、一般のインターネットコンテンツや CGM 等は対象とされていない。
- 制限付きコンテンツは、過度の冒流的な言葉、過度の暴力、性行為の露骨な表現やヌード、ヘイト・スピーチ、違法麻薬使用の露骨な表現、ギャンブルや宝くじなど、法律上 18 歳以下の利用を禁じているコンテンツが該当する。

CTIA は、モバイル環境における責任あるワイアレス技術の使用について、未成年者、保護者、教師を教育するために、「Be Smart. Be Fair. Be Safe: Responsible Wireless Use」という情報サイトを開設している。このサイトは、未成年者が安全に携帯電話を使用できるように、保護者等に対して必要な素材とツールを提供する。さらに、CTIA と同プログラムに参加している携帯電話プロバイダーとベンダーは、消費者、特に未成年者保護を目的として、自主ガイドラインを開発している<sup>105</sup>。

#### • P2P

警察は民間企業とも組んで P2P (Peer to Peer) への対応に乗り出している。一つは児童ポルノに関する素材のハッシュ値をもとに P2P ネットワーク内に検索をかけて、相手者を特定して逮捕するという捜査方法である。これは、TLO.com という企業と連携して実施しているとされる。また、このハッシュに関しては、P2P ソフトウェアの運営会社に対して、ハッシュでの検索を可能にすることを求めている。実際に 2008-2010 年にかけて、ファイル共有ソフト大手である Limewire 社に対してこの要望を行っているが、結局 Limewire 社は頷かなかった。そのため、裁判を起こして、サイト自体を閉鎖 (takedown) させている。

#### • ESRB

エンタテインメント・ソフトウェア・レイティング委員会 (ESRB) は、広告について” Principles and Guidelines for Responsible Advertising Practices” (広告における責任と原則に関するガイドライン) を定めており、レイティングと異なる評価であるかのような広告を行ったり、また、内容について異なっているかのような広告をしたりする

<sup>105</sup> 米国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

ことを禁じている<sup>106</sup>。

#### (8) 関与形態（情報提供・アドバイス、業界団体設立の支援等）

ファーストレディであるミシェル夫人は 2010 年 2 月より児童の肥満撲滅キャンペーン「Let's Move!」を発足させており、食品業界に対して、健康的で手頃な値段の商品を作り、栄養ラベルの標準化や子ども向け商品のマーケティングに、自主規制を設けるよう呼びかけている<sup>107</sup>。なおこのキャンペーンは、2013 年 5 月には、コカ・コーラやケロッグなどの大手食品会社 16 社によるカロリー削減の宣言という形で実を結んでいる<sup>108</sup>。

アメリカの児童ポルノ流通防止対策において、最も重要な位置を占めている NCMEC であるが、この機関は民間なのか、公的機関なのかという争いが存在する。法人格としては NPO として設立されているが、ESP からの通報受付から URL リスト作成、警察への捜査協力など、公的機関としての役割が強い。FBI から出向を受け入れるなどしていることから、警察機関の一部として認識されていることもある。

この立ち位置が近年問題となっているのは、ブロッキングとの関係においてである。アメリカでは修正第 4 条によって、令状無くして捜査等を行うことができない。これはブロッキングにも関連しており、政府機関が作成した URL リストを利用して ISP がブロッキングを行っている場合、修正第 4 条違反（修正第 1 条違反も含む）になるのではないかと、いう指摘がある。

現在までの判例では、NCMEC が NPO であり、民間機関同士のスキームであるということに乗り切っていたが、2013 年 1 月に他の訴訟で NCMEC が政府機関であると認めるような判決が出たとされている。今後、現在のスキームとおриには実施できないのではないかと、NCMEC との協力関係を見直す必要があるのではないかと通信業界では懸念されている<sup>109</sup>。

以下に、全米 50 州から、西・東海岸で、政治的、経済的、文化的に重要な州であるカリフォルニア州とニューヨーク州の例を取り上げる。

#### ・ ニューヨーク州における活動

同州政府の国土安全緊急サービス課のウェブサイトには、児童のオンラインの安全に関するページがあり、保護者、教育者等に、児童をオンラインの有害なコンテンツや犯罪か

<sup>106</sup> コンテンツ産業強化対策推進事業、2013 年 3 月、株式会社三菱総合研究所

<sup>107</sup> <http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/3524?page=3>

<sup>108</sup> [http://globe.asahi.com/feature/100524/01\\_1.html](http://globe.asahi.com/feature/100524/01_1.html)

<sup>109</sup> G8 諸国における児童ポルノ対策に関する調査、平成 25 年 3 月、日工組社会安全財団

ら守る方法や関連サイトのリンクを掲載している。また、子ども達にインターネットの持つ危険性を自覚させる目的で、毎年オンラインの安全な活用を呼び掛けるポスター(Kids Safe NYS Online Posters)を小学校から高校までの児童を対象に募集し、コンテストを開催している。

- カリフォルニア州における活動

同州政府のウェブサイトである Cyber Safety for Children は、プライバシー保護カリフォルニア事務局 (the California Office of Privacy Protection ) と市民団体が集結してできた「児童のインターネット安全のためのカリフォルニア連合 (the California Coalition on Children's Internet Safety)」とが協力して、同州の児童を有害なオンラインコンテンツから守ることを目的に 2006 年に立ち上げたものである。同市民連合には、州政府機関、学校、図書館、PTA、マイクロソフト等のコンピュータ関連企業、フェイスブック等のオンライン企業、非営利団体などが参加。教育者、保護者の啓蒙及び教育を行い、インターネットにはフィルタリングソフトを利用することを奨励する。

## 2. イギリス

### (1) 共同規制の概念

イギリスにおいては、近年EU および英国の情報通信政策全般において重視されつつある共同規制（co-regulation）の概念が存在する<sup>110</sup>。

共同規制とは、「立法機関によって定義された目的の達成を、その分野で活動する主体（経済的主体や社会的パートナー、NGO や共同体などを含む）に委ねる法的措置のメカニズム」と定義され、民間の自主規制とそれに対する一定の政府補強措置により問題の解決や抑止を図る規制手法である。Ofcom は2003 年の設立当初から共同規制を活用した柔軟な規制を促進することを要請されており、幾度かのパブリックコメントを経て、2008 年には共同規制・自主規制を用していくための包括的なガイドラインを策定した。そこでは産業界が自主的な取り組みを行うインセンティブの存否等を注視しつつも、規制の必要性が論じられている幅広い分野において共同規制の方法論を用いていくことが示されている。既にEU の視聴覚メディアサービス指令の国内法化や、モバイル分野における青少年有害情報対策等の分野において実行に移されている他、行動ターゲティング広告（BTA:Behavioral Targeting Advertising）は個人情報問題がOfcom の直接の管轄には含まれないことに言及しつつも、他の行政機関との連携の下に共同規制を適用していく想定対象に含まれている。児童ポルノ対策としては、法制度と以下に述べる民間における自主的取り組みを組み合わせた対応が行われている。

### (2) 主要な取組例

#### • IWF

インターネット監視財団（IWF: Internet Watch Foundation）は、内務省から児童ポルノの対策を行うように求められたことによって、イギリスの通信業界によって設立された NPO 組織であり、児童ポルノを始めとする違法コンテンツの通報窓口としてのホットライン運営、URL リスト作成・管理を実施している。児童虐待、そのほか、刑事的にわいせつなコンテンツや人種的憎悪を扇動する違法コンテンツなどのカテゴリにあたると考えられるすべての苦情は、IWF に連絡される。IWF は、そのコンテンツが実際違法かどうか、そのコンテンツはイギリス内のホストにあるのかを判断し、該当するサービスプロバイダーはそのサーバから問題のコンテンツを削除するよう指示される<sup>111</sup>。

#### • BBFC

全英映像等級審査機構（BBFC: British Board of Film Classification）は、1909 年成

<sup>110</sup> モバイルコンテンツの青少年有害情報対策における代替的規制、2010 年 9 月、生貝直人

<sup>111</sup> 電気通信サービスの不適正利用防止対策に関する海外調査研究報告書、平成 19 年 3 月、財団法人インターネット協会

立の映画法に基づいて設立されたが、戦後政府より独立して民間団体となった。現在では、映画だけでなく、ビデオ、DVD、ビデオゲーム、広告、映画広告の審査格付けを行っている。また、映画のダウンロードやストリーミングに限らず、インターネットやゲーム機、携帯電話などありとあらゆるプラットフォームを通じて消費されるものに適用される。

- BBFC オンライン

BBFC オンラインは、バイロン・レビューの提言を受け、2008 年 5 月にホームエンターテインメント業界とのパートナーシップのもと立ち上げられた。BFC による任意のオンライン年齢別レイティング制度で、自主規制の代表的なものとされている。映画や DVD で一般化している、U、15、18 等というレイティングを、デジタルのダウンロードやビデオゲームにも広げて適用するというものである。

- NSPCC

児童虐待の防止及び児童保護を目的とした NGO 団体である全英児童虐待防止協会 (NSPCC: National Society for the Prevention of Cruelty to Children) は、CEOP とも連動してインターネット上での青少年保護に努めている。NSPCC は Children Act 1989 により、ある児童が極度の危害を加えられていると判断される場合、調査及び児童保護のために裁判所命令を直接申請する権利を与えられている。また NSPCC は ChildLine というヘルプライン及びウェブサイトを開設し、問題を抱える児童及び保護者がいつでも電話、チャット、メールにて相談できる環境を構築している。

- FPI

子どもと家族の生活向上に向けた活動を推進するチャリティ団体である家族育児研究所 (FPI: Family and Parenting Institute) は、すべてのメーカーがペアレンタルコントロールを機器に予め装備し、ISP は保護者への啓蒙活動を積極的に行っていくのが好ましいとする考えを展開している。この理由は、ISP がネットワーク上で有害コンテンツを遮断する「デフォルト ON」のシステムでは、有害なコンテンツがフィルターから漏れてしまうこと、または問題のないコンテンツが遮断されてしまうことが多く、有害コンテンツの遮断という面からはさほど有効ではなく、むしろ保護者が過剰な安心感を抱いてしまうため逆効果であるというものである。「デフォルト ON」という技術ソリューションだけに依存するのではなく、ISP は合同で行動規範をまとめ、それへの準拠を誓うべきで、さらにフィルターやペアレンタルコントロールの効果に関する独立した立場からの評価が求められるとしている<sup>112</sup>。

---

<sup>112</sup> 保護者によるインターネット管理：教育省と英国児童インターネット安全協議会による諮問書に対する家族育児研究所の回答、2013 年 3 月、家族育児研究所 (FPI)

- 大手 ISP 企業

イギリスの4大ISP(BT、TalkTalk、Virgin media、Sky)は、2011年10月に初めて、全新規客に対し有害なコンテンツを阻止する管理とフィルターを適用するかどうかの選択肢を必ず無料で提供することを含む倫理綱領に合意した。この倫理綱領によれば、フィルタリングを行うべきかどうか、またどのようなコンテンツやアプリケーションを遮断すべきかの判断は親が行うのが最も相応しく、ISPが判断すべきものではないとし、ISPはペアレンタルコントロールが必ず無料で提供されるよう取り計らい、親にペアレンタルコントロールの利用可能性について周知を図り、新技術や新しいペアレンタルコントロールのソリューションを継続的に評価・活用し、毎年進捗状況を発表することを約束するとしている。フィルターの必須選択及び無料提供は現在新規客のみが対象で市場のほんの一部に適用されているだけの状態だが、国として、どのようなフィルタリングをどのレベルで導入していくべきか、また法制化するかどうかで議論が沸騰している。

- TalkTalk

ISP事業者トークトーク(TalkTalk)は、すでに無料のホームセーフ(HomeSafe)サービスを提供している。これはネットワークレベルでの無料のフィルタリングで、3つの構成要素から成り立っている。①子どもの安全(Kid Safe)：コンテンツの分類を指定して、子どもが目にするウェブサイトを制限するというもの ②ウィルス警告(Virus Alerts)：ウィルスがネットワーク経由で入ってくる前に防止し、ウィルス感染の疑いがあるサイトについて警告を行うというもの ③宿題時間(Homework Time)：SNSやゲームサイトへのアクセスを指定時間に制限し、子どもが宿題に集中できるようにするもの。

- UKCCIS

イギリス青少年インターネット安全協議会(UKCCIS：UK Council for Child Internet Safety)は、大手のノート型パソコンやハードウェアメーカーと協力して、機器購入後始めて機器を立ち上げたときに、上記の選択肢が表示されるように活動中であるが、公共のWiFiプロバイダーに対しても、公共の場所(例えばロンドン地下鉄、マクドナルド内など)では成人向けコンテンツに繋がらないように指導している。大手小売店でも、商品購入時に店員が必ずすべての顧客に、ペアレンタルコントロールをONにするかどうか確認するという制度を試験的に導入している。

- IMCB

携帯電話業界の自主規制行動規範(IMCB Guide and Classification Framework)を開発したのが、携帯電話の商業コンテンツの枠組み設定を行う非営利の独立系機関、独立モバイル格付け団体(IMCB：Independent Mobile Classification Body)である。2005年1月19日にイギリスの移動体通信事業者(ボーダフォン、オレンジ、Tモバイル、02、3、バー

ジン) は、携帯電話の不適切なコンテンツから子どもたちを守りつつ、責任ある携帯電話の利用を推進することを目指した携帯電話上コンテンツに関する自主規制行動規範を発表した。あるコンテンツが 18 歳以上とレイティングされるべきだとの一般消費者が苦情を申し立てる場合は、移動体通信事業者に連絡し、移動体通信事業者が規定期間内にそれに回答する。自社のコンテンツが 18 歳以上とレイティングされたが、それが間違っているとコンテンツ・プロバイダーが考える場合は、規定期間内に IMCB に苦情を申し立てる。IMCB の審査委員会は各関係者から事情を聞いた上で結論を出し、結果を関係者全員に伝える。同規範は 2009 年 6 月に改訂版が出されている<sup>113</sup>。

- UKIE

イギリスインタラクティブ・エンタテインメント協会 (UKIE : The association for UK Interactive Entertainment UKIE) はビデオゲームとインタラクティブ・エンターテインメント業界を代表する業界組織である。大手ゲーム機メーカー、任天堂、マイクロソフト、ソニーが加盟しており、イギリス国内で販売されるゲーム機の大半 (97%) が UKIE の管理下に含まれる。バイロン・レビューやベイリー・レビューの提言を受け、その実現に向けて活動を行い、その結果ゲーム機には必ずペアレンタルコントロールが搭載されることとなった。UKIE は青少年の安全のために、ビデオゲーム業界の果たすべき役割について記述した方針書「ビデオゲーム業界：親と子どもに対する責任ある態度 (The Video games industry - A responsible attitude towards parents and children)」を 2011 年 10 月に発表している。

- ParentPort

ペアレントポート (ParentPort) ウェブサイトは 2011 年 10 月に、メディアや通信、小売関係で、子どもにとって有害と思われるものについて、親が簡単に苦情を申し立てたり、意見を伝えたりすることができるようにするために立ち上げられた。広告基準局 (Advertising Standards Authority)、オンデマンドテレビ規制局 (The authority for television on demand)、BBC トラスト、BBFC、Ofcom、報道苦情委員会 (the Press Complaints commission)、ビデオ規格委員会 (VSC) 及び PEGI が合同で開発したもので、それぞれの苦情や意見が各担当規制局に直接繋がる仕組みである。

- PAS

ペアレンタル・アドバイザリー制度 (PAS : the Parental Advisory Scheme) は、英国録音音楽業界を代表する組織 BPI (British Photographic Industry) が運営する、1995 年から音楽 CD や DVD に適用されている自主規制制度である。PAS 基準に基づいてコンテンツが青少年に適切かどうかを判定し、不適なコンテンツについては「EXPLICIT」と表示する。こ

---

<sup>113</sup> 英国における青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構



の PAS システムは無料で利用できる。BPI は 1973 年に正式に設立された、英国の録音業界を代表する業界団体である。ワーナー・ミュージック・グループ、ソニー・ミュージックエンタテインメント、ユニバーサル・ミュージックグループなど 3 大手を含む数百社の企業が会員となっている。2011 年には、BPI は制度の改訂を行い、デジタル音楽の販売会社やストリーミングサービス業者も明確に PAS のロゴ、若しくは「EXPLICIT (性的に露骨の意)」の文字を明記して、子どもに不適切なコンテンツが含まれることを周知するよう働きかけを行った。

- PEGI オンライン

PEGI オンライン (PEGI Online) は、オンラインゲーム用の規格で一般の PEGI とは少し異なる。オンラインゲームの場合、他のプレイヤーによって作られたコンテンツが青少年に及ぼすリスク、他のプレイヤーの言葉遣いや態度など、他のプレイヤーとの交流が青少年に及ぼすリスク、プライバシー侵害のリスク、他の不適切なサイトにリンクが張られるリスクなども発生するため、それも考慮したレイティングとなっている。PEGI オンラインは PEGI から派生したもので、若年者のオンラインゲーム環境の安全化を目指している。オンラインでのみ入手可能なビデオゲームに関しても、通常のゲームと同様に GRA がレイティング作業を行い、PEGI の年齢レイティング制度に従って対象年齢が表示されるものの、法規制 (ビデオ記録法) の適用範囲となっていないため、イギリスでの販売に関して、年齢別レイティングを実施する法的義務はない。

- オンライン広告の自主規制

バイロン報告書では、オンライン広告業者の行動規範の策定をすることの必要性を主張している。2009 年 5 月、英国のオンライン広告事業者の業界団体であるインターネット広告協会 (IAB: Internet Advertising Bureau) が中心となり、BTA を運用する際の自主規制原則を策定、ヤフーやグーグル等の英国法人、Phorm 等をはじめとするオンライン広告事業者 16 社によって署名され公開された。主な内容は、「収集している情報の内容と管理方法の消費者への通知」、「BTA から離脱可能とすること」「プライバシー・ポリシーの周知を含む教育取組」の 3 つの主要原則から構成される。違反した事業者に対する罰則等は明確に定められてはいないものの、①各企業は署名から半年経過した後に自己評価を行い、その結果を IAB 内に設けられる独立の委員会 Online Behavioural Advertising (OBA) Board が主催する会合で報告すること、②各企業は IAB 原則の遵守に関する消費者からの苦情受付プロセスを確立し、そこで問題が解決されない場合には当該苦情を行った消費者に対して OBA Board への照会が可能であることを伝えることなどが定められている。

### (3) 民間の自主規制に対する政府の関与

1996年にイギリスのISPが運営するニュースグループ上に子どものわいせつな写真掲載されたことを機に、通産省、内務省、警察とISP数社が話し合い、レーティング、報告、責任に関する合意がなされ、それがIWFの設立へと結びついた。IWFは現在、チャリティ団体として登録されているが、Sexual Offences Act 2003 Memorandum of Understandingによって法的に当局と認定されている。INHOPEのイギリス代表団体であるとともに、UKCCISの会員として政府の方針決定に対して助言及び意見する立場にある。IWFは、一般人がインターネット上にある性的児童虐待行為等の犯罪的コンテンツを通報するためのホットラインを設けている。ホットラインに届いた報告は審査の後、有罪と思われるコンテンツについてはIWFから該当するホスティングプロバイダーに通知が出され、そのプロバイダーによって該当コンテンツが削除される。IWFの活動目的は、インターネット上の子どもの性的虐待のコンテンツに関する一般市民からの苦情の受け口となり、その評価と追跡を行い、犯罪的コンテンツの抹消に寄与することである。

### (4) 関与形態（情報提供・アドバイス、業界団体設立の支援等）

イギリスで一般にコンサルテーションという場合、一般市民に影響する大規模プロジェクトや施策、法案などについて、行政が広く一般市民からの意見を求めるプロセスを指し、効率や透明性を高め、また一般市民の参加を促す目的で行われる。よって関心のある個人や団体は誰でも自由に意見を申し立てることができる。

オンライン・ブロックングへの取組は、UKCCISが業界の音頭を取って進めている動きであるが、政府は2012年6月29日に、オンライン・ブロックングに関するコンサルテーションを開始した。子どもを持つ親や企業に対して、成人向けのウェブサイトや有害なウェブサイトから子どもを守るための自動オンライン・ブロックングについての意見を広く求めた。

具体的には、どのアプローチが効果的で技術的に実施可能か、既に改善されている点は何か、更なる改善が求められる点は何か等の問いが一般に広く投げかけられた。コンサルテーションペーパーは2012年6月28日にUKCCISの会議で公表された<sup>114</sup>。2012年12月19日に、首相は「アクティブチョイス」のオンライン・ブロックングで今後推進していくことを発表した。それまでは、ネットワークレベルでフィルタリングを行い年齢認証を経た後に初めて成人コンテンツにアクセスできるようにする、「デフォルトON」の導入が有力視されていたが、そのような厳しい取り締まりへの需要が思ったほど高くなかったことから、子どもがインターネット上でポルノを目にしないよう、子どもを持つ家庭では機器

<sup>114</sup> インターネット上のレーティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成25年3月、内閣府

購入時にフィルターの必須選択が必要となる政策が選ばれた。保守党のクレア・ペリー国会議員がこの件の担当に任命された。

このコンサルテーションには、27 の関係者から意見が寄せられ、2013 年 5 月、政府見解として検討結果を発表した。27 の関係者のうち、大半（18 機関）は対象の閾値を下げることに同意した。政府は 2014 年 4 月に新しいレイティングについての最終結果を公表する。

2011 年から「安全なインターネット利用」が、小学校の必須履修科目に指定された。それまでは中学生以上を対象とした履修内容に定められていたが、2011 年からは 5 歳児（イギリスにおける小学校教育開始年齢）からインターネット安全教育を受けることとなった。「賢くクリック、安全にクリック (Click Clever, Click Safe)」と名づけられた新しい政府の戦略では、子どもが安全にインターネットを使う行動基準「言わない、受け付けない、ひとりで悩まない (Zip it, block it, flag it) 規範」を守り、また不適切なコンテンツを遮断し、そのようなコンテンツを見つけた場合はそれを適宜伝えるよう指導することを目指している。「賢くクリック、安全にクリック」では、以下に説明する「言わない、受け付けない、ひとりで悩まない」規範を中心とした訴求が図られている。

欧州委員会が一部資金を提供して欧州全体で活動する「より安全なインターネットセンター (Safer Internet Centre)」のイギリス版。子どもや親のオンライン安全問題に関する意識向上活動を行う。イギリス支部はイギリス南西部学習トラスト (South West Grid for Learning Trust)、チャイルドネット・インターナショナル (Childnet International) 及び IWF によって設立された。本センターがコーディネートを担当する、今年で 10 周年目を迎える「より安全なインターネットの日 (Safer Internet Day)」は、2014 年 2 月 11 日に開催された。学校、企業、政府機関、地方自治体、警察、青少年関連組織等を巻き込み、より広くインターネットの安全な利用について周知活動が行われる。

### 3. ドイツ

#### (1) 主要な取組例

ドイツでの民間機関・企業の取組をいくつか以下に示す。

- USK

エンタテインメント・ソフトウェア自主規制協会（USK：Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle）1994年、コンピュータゲーム及びビデオゲームの自主規制を目的として設立された業界団体である。主にゲームの年齢制限に関するプロセスを管理しており、世界最大級のコンピュータ及びビデオゲームのアーカイブを所蔵している。2011年9月14日、KJMから自主規制組織として認定を受けた。これにより、USKの従来の監督分野であったコンピュータゲーム及びビデオゲームに加え、オンラインコンテンツに関しても自主規制と加盟企業へのアドバイスをを行うこととなった。ドイツでは、サービスを提供する外国企業もUSKの会員となることが可能である。同協会メンバーには、欧州最大級のオンラインゲーム・プロバイダーであるゲームフォージ・グループ（Gameforge Group）傘下のゲームフォージ・プロダクションズ（Gameforge Productions GmbH）、ゲームフォージ4D（Gameforge 4D GmbH）、フロッグスター・オンラインゲーミング（Frogster Online Gaming GmbH）の3社も名を連ねている<sup>115</sup>。

- FSK. Online

映画ビジネス自主規制協会（FSK）は、映画やテレビ、ビデオなどの映像産業の16団体で構成される上部団体 SPIO（die Spitzenorganisation der Filmwirtschaft e.V.）の100%子会社で、青少年に有害と思われる内容を審査しレーティングする組織である。また、本組織内にあるオンラインコンテンツ部「FSK. Online」は、1948年にアメリカの映画製作規定をもとに自主規制を目的に設立された業界団体。主に劇場用映画とビデオを対象に利用年齢制限を規定してきたが、2009年末よりインターネット上のコンテンツも対象範囲に加え、特に映画的内容を持つサイトプロバイダーのリスクマネジメントを担当している。2011年9月に前述のUSKと共にKJM（青少年メディア保護委員会）から自主規制組織として認定を受けた。

- FSM

マルチメディアサービスプロバイダー自主規制協会（FSM:Freiwillige Selbstkontrolle. Multimedia- Diensteanbieter）ではドイツ児童社会奉仕団体（MSN ドイツ：Deutschland Kinderhilfswerk）と協力して、先述した「ネットの中の安全なドイツ（Deutschland sicher im Netz）」の枠組みの下、メディア教育のための児童向けウェブサイトを立ち上げている。

---

<sup>115</sup> ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012年3月、独立行政法人 日本貿易振興機構

このウェブサイト Internauten.de の対象は 8～13 歳の児童である。このウェブサイトでは、著名なインターネットの専門家の監修のもと、ゲームやインタラクティブなサービスを通じて、児童がインターネットを利用する際の機会やリスクについて学習できるようになっている。Internauten.de を利用する児童は、キャラクターの Nina、Rio、Ben と共に、インターネットの危険性を学び、スパム、コンピュータウイルス、ワーム、トロイの木馬、ダイアラーなどについて、さらにはチャットを行う際の注意事項について学習することができる。また広告、インターネット上の著作権保護や、正しく責任ある携帯電話の利用などについても学ぶことができる。

- BITKOM

ドイツ国内の 1,300 社以上の企業が会員となっている情報技術、テレコミュニケーション及びニューメディアを代表する業界団体通信及びニューメディア産業連合（BITKOM : Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.）は未成年者のネット利用に関して、まず保護者がパソコンの利用環境の設定を行うように薦めている。いくつかの OS やインターネットブラウザは暴力や性的な表現を遮断するフィルタリングサービスを装備しており、その利用がまずは重要であると述べている。さらには青少年保護のためにパソコンにフィルタリングソフトを導入することを推進しており、例えば 2007 年 11 月に FSM 傘下の組織として設置された児童向けウェブサイト [www.fragfinn.de](http://www.fragfinn.de)（ホワイトリストを中心に選定）では、パソコン用のフィルタリング・ソフトウェアを無料で提供している。[www.fragfinn.de](http://www.fragfinn.de) はフィルタリングソフトの提供以外に、ポータルサイトも運営しており、検索エンジンやフォーラムなども提供している。

こういった無料のフィルタリングソフトの提供は、[www.fragfinn.de](http://www.fragfinn.de) 以外に、[www.internauten.de](http://www.internauten.de) なども行っている。このサイトは、連邦家族省が青少年メディア保護推進キャンペーンの為に設立した団体「ネット内の安全なドイツ（Deutschland sicher im Netz）」の活動の一環で、BITKOM によって運営されている。同サイトでは子ども達がゲームを通じてインターネットの危険性と安全な利用を学習できるようになっている。

最も著名な児童向けポータルサイトの一つである Blinde Kuh（<http://www.blinde-kuh.de/>）では、パソコン用フィルタリングソフトと児童向けオンライン検索ソフトが配布されている。その他にも多くの機関や会社が無料でフィルタリングソフトを配布しており、グーグルなどの検索エンジンについては、児童ポルノ対策のフィルタリング機能の導入が義務付けられている。

- ECO(Internet-Beschwerdestell)

1995 年設立のドイツ・インターネットビジネス連盟（ECO）は、2014 年 2 月現在 700 以

上のメンバーを擁する欧州最大のインターネット業界団体であり、世界最大の ISP 連盟である欧州 ISPA (Euro ISPA) の共同創設者である。セキュリティ、インフラ、モバイル・インターネット、クラウド・コンピューティング、ネットビジネス、ゲーム、オンライン・マーケティング、ネット関連法規等の多岐分野に渡る専門家ネットワークを有している。また、ドイツ・インターネット業界の代表団体として、アイキャン (ICANN: The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) の支持組織の一つである「分野別ドメイン名支持組織 (GNSO: Generic Names Supporting Organization)」の評議会にも加わっている。INHOPE の共同創設メンバーである ECO では、Web サイト、E メール、データ交換サービス、チャット、ニュースグループ及びフォーラム等、あらゆるネットサービス上の違法情報やスパムメールに関する通報を受け付けている。ECO は KJM が認可した自主規制機関ではないが、グーグルやマイクロソフトも会員に名を連ねており、外国企業も会員となることが可能である<sup>116</sup>。

- Deutsche Telekom

Deutsche Telekom のビジネスルールでは、顧客は下記のような規定に従う義務があるとされている<sup>117</sup>。

- 刑法 (Strafgesetzbuch [Criminal Code Law])
- 未成年者保護法 (Jugendschutzgesetz [Law for the protection of minors])
- メディアの使用における未成年者保護のための連邦契約
- (Jugendmedienschutzstaatsvertrag [Federal contract for protecting of minors by the usage of media])
- データ保護法 (Datenschutzrecht [Data Protection Law])
- 成人向けサービスおよび青少年保護法に関する追加的な法令および規則  
(Additional ordinances and regulations in the area of adult services and young people protection acts)

Deutsche Telekom と一般の契約者の間の契約関係について定める一般契約条件には、青少年保護に関する規程を盛り込んでおり、契約条件に対する違反があった場合、Deutsche Telekom は違反があったサービス内容 (ホームページ、電子メールまたはニュースグループ) の利用を停止することができる。また、契約条件への違反によって第三者に発生した損害に対して、契約者は直接責任を負う。

また、契約者に対して無料の年少者保護ソフトも提供している。このソフトは、インターネット利用の際に Deutsche Telekom 以外のアクセス・プロバイダーを利用する場合にも、子ども用モードに設定されている場合にはアクセス手段 (プロバイダー、ダイヤルアップ、

---

<sup>116</sup> ibid.

<sup>117</sup> 電気通信サービスの不適正利用防止に関する海外調査研究報告書、平成 19 年 3 月、財団法人インターネット協会

ADSL)に関係なく機能する。

- 携帯企業

2005 年夏、ドイツの携帯会社は共同で「携帯電話における青少年保護のためのドイツ携帯事業者による行動憲章 (Verhaltenskodex der Mobilfunkanbieter in Deutschland zum Jugendschutz im Mobilfunk)」を作成した。これは未成年者に有害なメディアを、チャットルームやダウンロード可能な状態から排除するための行動憲章であり、定期的に技術的な開発が公表されることになっている。この行動憲章では、青少年の発達を損なうメディアに関して、保護者の手によってアクセスを遮断する手段を提供している。

- 青少年メディア保護ウェブサイト

表 3-2 に、主な青少年メディア保護に取り組むウェブサイトについてまとめる。

表 3-2 青少年メディア保護ウェブサイト

| サイト名                                                              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童向けポータルサイト                                                       | ・ 1997 年開設の児童向け総合ポータルサイト。開設当時は個人サイトであったが、2004 年から連邦家族省の支援を受けている。専従職員もいるが、ボランティアも多く参加している。その他、多くの団体と協力しており、賞も受けている。                                                                                                                                                                                                                           |
| 児童向けサーチエンジン                                                       | ・ 児童向けチャットサービスポータルサイト。バーデン・ヴュルテンベルク州、青少年保護ネットと協力している。児童及び青少年向けの安全なチャットサービスの使い方についての情報を提供している。                                                                                                                                                                                                                                                |
| インスタント・メッセージ専門の安全指針情報提供サイト<br>(Kinder-Portal mit Schutz-Software) | ・ FragFinn では児童保護のためのソフトウェアを無料で提供している。Windows XP、windows Vista などに対応しており、児童が安全にネット利用できるように設定ができるようになるソフトウェアの提供を行っている。これを使えば、児童はメディア関連の教育機関によって厳しく審査されたウェブサイトしか閲覧できなくなる。現在（記事発表当時）4,200 のインターネットドメインと 3,000 万のウェブサイトが閲覧許可を得ている。このプログラムは連邦政府、インターネット関連の大企業、BITKOM、その他団体によって運営されている。このサイトでは他にも若者に公正なポータルの運営も行っている。サーチエンジン、ニュース、検索のヒントなどを提供している。 |

|                                                                      |                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童向けのポータルサイト                                                         | ・児童向けのサーチエンジンも提供しているウェブサイトである。「ネット内の安全なドイツ」プログラムの一環である。マイクロソフト も参加している。                              |
| 児童向けのポータルサイト                                                         | ・安全なオンライン情報検索のためのヒントを提供する。UNESCO の傘下にある、姉妹サイトとして両親、教育者向けの情報サイトもある。                                   |
| 児童向けのポータルサイト                                                         | ・児童向けのポータルサイトで、特に携帯電話の利用方法に焦点を当てている。壁紙、呼び出し音などもダウンロード出来る。連邦家族省の支援を受けており、ドイツ連邦国際児童労働研究所のプロジェクトの一環である。 |
| 専門家向け情報提供サイト、多数のレポートも公開                                              | ・未成年者の安全なインターネット利用に向けた情報提供サイトである。EU により設立され、数多くの青少年保護団体と協力関係にある。                                     |
| 保護者と教師のための指針を集めたサイト<br>(Surf-Tipps für Kinder, Infos für Erwachsene) | ・青少年メディア保護のためのウェブサイト、教育的なサイトを紹介するウェブサイトである。青少年保護ネットが提供している。                                          |

出典：アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成 23 年 3 月、内閣府

## (2) 民間の自主規制への政府の関与

ドイツでは青少年保護法 18 条にのっとり、オンラインコンテンツの有害性の判断を一部、FSM に委任している。FSM に加盟する事業者のオンラインコンテンツは上記の連邦青少年有害メディア審査会と青少年保護ネットの審査の対象外となる。なお、未成年者による性的な表現とは、ポルノグラフィーには当たらないが、未成年者に性を強調するような姿勢をとらせた状態を指す。ポルノグラフィー全般とは成年によるポルノグラフィーを指し、未成年者への提供のみが禁止されているものである。また、児童ポルノは製造、成年への提供も禁止されている。

## (3) 関与形態（情報提供・アドバイス、業界団体設立の支援等）

### ・ 青少年保護ネット

メディアサービス上の青少年保護を目的として州政府により 1997 年に共同設立された、ホットライン機能を持つ情報管理機関である。インターネット上の違法情報の通報を受けつける。2003 年 4 月 1 日に JMStV が発効するに伴い、組織上 KJM に組み込まれた。同時に、テレサービス（チャット、インスタント・メッセージ、ファイル・シェアリング等）の分



野へも管轄を広げた。各州の児童青少年保護協議会（AJS : Arbeitsgemeinschaft Kinder- und Jugendschutz）も有害情報からの青少年保護に取り組んでいるが、ホットラインに関しては青少年保護ネットに委託する。違法情報を受け付けた際は、同情報を提供するプロバイダーにその旨を伝え、認可自主規制団体、及び KJM にも通報する。また国際レベルでは、INHOPE のホットライン・プロジェクトの枠内で、欧州内外のインターネットホットライン機関との協力体制にある<sup>118</sup>。

- 青少年メディア委員会

規制に基づく自主規制を前提とする青少年メディア委員会は、多くの規制を自主規制機関に委任している。青少年保護ネットなどの補佐も受けながら、2003 年にはテレビの自主規制機関 FSF、2005 年からはインターネットの自主規制機関 FSM を認可しており、FSM 加盟業者は自主規制による規制を受けるため、青少年メディア委員会の直接規制から免れる。また、同委員会を補佐する青少年保護ネットは、州際協定違反と判断したテレメディアについては、プロバイダーにそれを指摘し、青少年メディア保護委員会及び FSM に報告することが定められている。青少年保護ネットは、コンテンツ提供者にもその旨を通達し、問題のコンテンツの削除を要請する。青少年保護ネットの要請は、あくまでも自主的改善を求めるものであり、コンテンツ提供者がなんらの処置も取らない場合に青少年保護ネットは、青少年メディア保護委員会に通報し、委員会が審査する仕組みとなっている。青少年メディア保護委員会は、ドイツ国内のコンテンツ提供者の提供するコンテンツに関しては、青少年メディア保護州際協定の規制に従って違法か否かを判断し、違法であると判断すれば、コンテンツの頒布を禁止し、罰金を科す。制裁の執行はコンテンツ提供者の住所のある州のメディア担当当局が行うこととなっている。

- ProPK

内務省の主催したシンポジウムを受けて、2003 年、連邦全土に広がるワーキンググループ「児童と青少年に関するインターネットの危険性（Gefahren des Internets für Kinder und Jugendliche）」が、警察プログラム（ProPK : Programm polizeiliche Kriminalprävention der Länder und des Bundes）とドイツ犯罪予防会議（DFK : Deutschen Forums für Kriminalprävention）、株式会社 Kripo、そして州と連邦の協力の下で設置された。このワーキンググループは「特定のグループに対する予防イニシアティブを設置し、保護者、教育者、教師、児童、青少年に潜在的な危険性について啓発し、安全なインターネット利用に対する意識の向上を促すこと」を目的に開催されたものである。また、同時期には内務相、文科相、青少年相会議（IMK, KMK, und JMK : Die Konferenzen der Innen-, Kultus-, und Jugendminister）によって、様々なワーキンググループが設置された。これ

---

<sup>118</sup> ドイツにおける青少年保護のためのインターネット規制と運用、2012 年 3 月、独立行政法人 日本貿易振興機構

らは既に実施されている予防措置、青少年保護のための施策を統合するためのものである<sup>119</sup>。

- マイクロソフト

ECO に加盟するマイクロソフトは 2007 年 7 月に、インターネットの安全な利用を促進するために連邦家族省が設立した団体「Deutschland Sicher im Netz」の管轄下で、毎月 60,000 以上のアクセスを監視しているが、それにはドイツ児童社会奉仕団体 (Deutschland Kinderhilfswerk) や [www.internauten.de](http://www.internauten.de) の他に、FSM が協力している。この Deutschland sicher im Netz」では、保護者と子どもに新しいメディア (インターネットと Web2.0 などのサービス) の危険性を、より簡単に理解できるように各種情報を公開する。さらに、同社では自社製品の Xbox360 に、USK レイティング基準に従って、独自の青少年保護システムを導入している (保護者による制限のレベルは、多くの地域でゲームに対して選択でき、アメリカ、カナダ、および日本では、ゲームと DVD ビデオの両方に対して選択できる)。これにより同製品は、子どもを保護するための必要な機能をハードウェア・ソフトウェア双方に導入することが、保護者の手で自由にできるようになっている<sup>120</sup>。

---

<sup>119</sup> アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書、平成 23 年 3 月、内閣府

<sup>120</sup> *ibid.*

